

NPOって何？

千葉県立高等学校事務職員会

市川支部研究部会

発表者

千葉県立行徳高等学校

主 事 田 谷 章

－はじめに－

近頃、新聞、報誌などでNPOという文字を見かけることが増えてきたと思います。

ところで、みなさんは、そのNPOについてどこまで説明できますか。単なる傍観者に留まっていますか。実際、特定のNPO団体に接触してその団体の雰囲気は理解しても、「NPOとは、こういう性格の団体です。」とハッキリ説明できる人は少ないのではないのでしょうか。

行政に携わる人間としては、千葉県の組織の中に専門の部署があるとはいえ、「申し訳ありませんが、私の担当ではありませんので担当課にお尋ねください。」と対応するだけでは、場合によっては不信感を抱かれるだけでなく、直接的に迷惑を掛けることも予想されます。

例えば、先方が自己紹介をされた時に、NPO法人であることを告げているにもかかわらず、一般の営利企業と同一視し、「特定の企業を優遇させていただく訳にはまいりません。」などに見当違いの断り方をしたり、ボランティアと勘違いして「あなた方は無償で奉仕されるのではなかったのですか？」等と誤解による安易な対応で揉め事を起こしたりしては、相手の気分を害するに留まらず、悪戯に処理の難しい問題を発生させかねません。

専門的な知識を必要とする問い合わせについては、エキスパートに下駄を預ける必要もあるとは思いますが、一から十まで他を当たってくださいではNPO立県千葉の職員として如何なものでしょうか？

もし、みなさんの前に現れた方が、親切にNPOについて分かり易く説明してくれたとしても、巧みなセールストークのような説明を鵜呑みにしては危険が伴います。予備知識はあった方が安全です。

今後、NPOと接触する機会は増加するでしょう。理解していなかったばかりに大変な誤解をして失敗してもそれは自己責任です。知らないで済まされるのは、

あとどのくらい先まででしょうか。もしかしたら今日、明日にも迫っているかもしれません。

実は私達もNPOについては、「耳にしたことはある」程度の人間でした。比較的新しい言葉だし日常業務には関係が無さそうだから、機会があったら覚えるくらいで構わないだろうと考えていました。しかし、傍観者のままでは済まされない時代になってきていることに気が付き、千葉県職員として常識を疑われかねないという危機感を持ち、市川支部の研究テーマとして取り上げることにしました。

時を同じくして千葉県では、平成14年11月に「千葉県NPO活動推進指針」を策定し、人々の豊かなくらしを創る市民活動を支援する取り組みがスタートしました。

しかし、NPOの取り組みは地域差があり、詳しい内容が十分伝わっているとはまだ言えません。

今回そのような状況をふまえ、皆さんにも理解を深めていただけるような発表をしたいと思います。

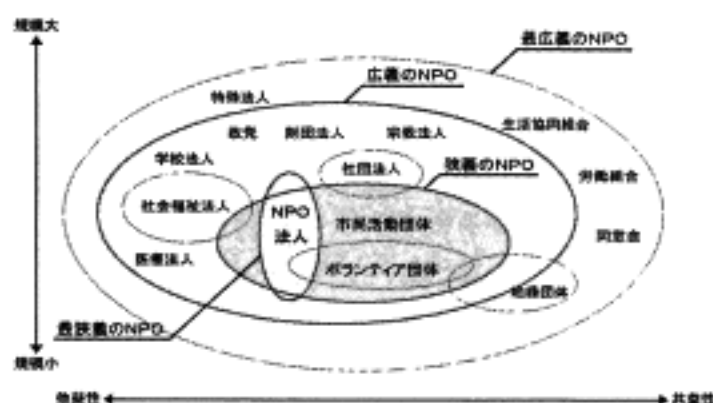
－NPOについての基礎知識－

1 NPOとは？

NPOとは、英語のNon-profit Organizationという言葉の頭文字をとったものです。

Non は「非」、profit は「利益を目的とした」、Organization は「組織」で、訳すると『非営利組織』となり、営利を目的とする団体に対して、営利を目的としない民間団体の総称として使われています。

最も狭い意味ではNPO法人のみを指す場合もありますし、広い意味では財団法人や社団法人のような公益法人を含めた意味で使われる場合もあります。



2 NPOとNGOは、違う性質のもの？

NGOは、Non-Governmental Organization の略語で『非政府組織』と訳されます。

これは国連憲章に起源を持つ言葉です。

もともと国家間では解決しにくい難民問題などを扱う国連の経済社会理事会が協力関係を持つ非営利組織を指して、この呼称が使われてきました。

非政府組織といっても営利を目的とする企業は含まれませんので、事実上NGOはNPOということになります。

NPOが「非営利」という点に着目しているのに対して、NGOは「非政府」という点に着目した言葉となっているわけですが、団体を見る視点が違うだけで、基本的には同じものと考えてよいでしょう。

3 非営利とはどういうこと？

「営利」とは、構成員(株主など)の経済的利益を追求し、団体の利益を構成員が分配することを意味します。営利組織である会社は、株主が出資して会社を運転し、あがった利益を株主に配当するしくみになっています。

それに対して、「非営利」とは、団体が利益を上げてもその利益を構成員(会員などに)分配しないという「非分配」を意味します。

つまり、「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があがっても構成員(社員など)に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」と説明することができます。団体がサービスを提供した場合に、対価を得て売上を上げても、そこから経費を差し引いて残った利益を団体の構成員に分配しなければ、それは非営利団体といえます。

また、「非営利」は「無報酬」ということではありません。

NPOは社会貢献活動を組織的、継続的に行いますので、事務所を借りたり、有給のスタッフを雇ったり

することも必要になるでしょう。ですから提供するサービスに見合った対価を徴収して事業収益を上げることはむしろ当然と言えます。

4 ボランティア活動とNPO活動は同じ？

ボランティア活動の特徴である「無報酬性」とは個人が働いたことの対価としてお金(報酬)をもらわないことを意味しています。一方、NPO活動の特徴である「非営利性」とは団体としては、活動経費や管理費などを稼ぐけれど、そこで余ったお金(利益)を構成員で分配しない(個人の懐にいれない)で、さらなる活動に使うことを意味しています。よって、NPOが職員を雇っている場合の給料というのも、団体の経費であって、利益の分配にはあたりません。NPOにとっては、団体としてお金を稼ぎ、その団体のなかに報酬をもらう職員と報酬をもらわないボランティアがいることはむしろ当然の姿だといえます。

見方を変えると、NPOはボランティア活動をしたという人に参加の場を作り、受け皿となる「参加を求める側」であり、一方、ボランティアはNPOの活動に「参加する側」で、NPOを支える重要な存在であるとも言えます。

5 NPO法人とは？

平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法(通称NPO法)に基づき、所轄庁(事務所の所在する都道府県知事。なお事務所を複数の都道府県に置く場合は内閣総理大臣)により認証された法人のことで、正式には「特定非営利活動法人」といいます。

保健・福祉、まちづくり、文化、環境保全、国際協力などNPO法で定める特定の17の分野において、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動(特定非営利活動)を行うことを主たる目的とし、営利を目的とせず、10人以上の構成員がいること、政治活動や宗教活動を主たる目的としないことなどの条件を満たしている団体です。

具体的に要件は次のとおりです。

- (1) 特定非営利活動を主たる目的とすること
- (2) 営利を目的としないこと
- (3) 宗教活動、政治活動を主たる目的としないこと
- (4) 特定の公職の候補者等や政党を推薦・支持すること、または反対することを目的としないこと
- (5) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わないこと
- (6) 特定の政党のためにNPO法人を利用しないこと

(7) 特定非営利活動に掛かる事業に支障を生じるほどその他の事業を行わず、また、その他の事業で生じた収益は、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用すること

(8) 暴力団でないこと、暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと

(9) 社員(総会で議決権を持つ会員、正会員)の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと

(10) 10人以上の社員がいること

(11) 役員として3人以上の理事と1人以上の監事がいること

(12) 役員(理事・監事)のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること

(13) 役員は、成年被後見人や被保佐人などの役員の欠格事由に該当していないこと

(14) それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族は2人以上いないこと。また、各役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族の数が役員総数の3分の1を超えていないこと

NPO法人には、以上の要件を満たし、一定の手続きを経て、所轄庁から認証された後、登記をすることによってなることができます。

6 NPO法で定める特定の17の分野

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の増進を図る活動

(3) まちづくりの推進を図る活動

(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(5) 環境の保全を図る活動

(6) 災害救援活動

(7) 地域安全活動

(8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(9) 国際協力の活動

(10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(11) 子どもの健全育成を図る活動

(12) 情報化社会の発展を図る活動

(13) 科学技術の振興を図る活動

(14) 経済活動の活性化を図る活動

(15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(16) 消費者の保護を図る活動

(17) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 NPO法人になった時のメリット、デメリットは？

法人になると、組織がしっかりして信用が高まるようなイメージがあり、NPO法によって簡単に法人格が取れるのであれば、法人化を考えるでしょう。

しかし、法人化は良い面ばかりではなく、これまでよりも手間やコストがかかることもあります。

(1) メリット

① 契約の主体となれる

② 所有の主体となれる

③ 個人より信用がつくりやすい

④ 海外での活動がしやすい

⑤ 団体の資産を個人の資産と明確に分けられる

(2) デメリット

① 官公庁への届出や保険などの管理に手間とコストがかかる

② 課税対象となる

③ 情報公開の義務が発生する

④ ルールに則った運営をしなければならない

⑤ 解散したときに残余財産が戻ってこない

8 NPO法人になると、どんな義務がある？

NPO法人になると、定款(定款とは、法人の組織や運営についての根本的な規則を書面にしたものです。いわば、団体内部の憲法の働きを持つものといえます。法人格を持たない市民団体やグループの場合は、定款を規則とか規約と呼んでいることもあります。定款には、団体の目的、名称、住所、事業の種類、会員の種類、役員その他の機関の種類や権限、業務執行の方法などを書くことになります。)に従った活動、組織運営及び会計処理、そして所轄庁(事務所の所在する都道府県知事。なお事務所を複数の都道府県に置く場合は内閣総理大臣)や法務局への所定の書類の提出などが義務付けられます。

また、事業報告書、決算書、定款などの書類を会員や法人と利害関係のある者が法人の事務所で閲覧できるよう情報公開しなければなりません(これらの書類は所轄庁にも提出され、誰でも見るすることができます)。

これは、NPO法28条で定められています。

そのため、備え置かなければならない書類として定められているものは下記のとおりです。

これらの書類を、毎事業年度の初めの3ヶ月以内に作成し、翌々事業年度の末日まで備え置かなければな

らないことになっています。

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 前事業年度の財産目録
- (3) 前事業年度の貸借対照表
- (4) 前事業年度の収支計算書
- (5) 役員名簿(前事業年度中に役員であったことがある者全員の氏名と住所または居所、これらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載したもの)
- (6) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人の場合は名称と代表者の氏名)と住所または居所を記載した書面

また、NPO法人は、その社員その他の利害関係人から閲覧請求があった場合には1～6の書類

- (7) 定款
- (8) 所轄庁の認証を要する定款変更があった場合はその認証に関する書類の写し
- (9) 定款変更によって登記事項に変更があった場合にはその登記に関する書類の写しについては、正当な事由がない限り閲覧させなければなりません。

なお、設立後または合併後1～4の書類が作成されるまでの間に閲覧請求された場合には、それぞれ「設立時の財産目録」、「合併について所轄庁の認証の通知のあった日から2週間以内に作成することとされている財産目録」をもって1～4の書類に替えることになります。

このほか、法人税法上の収益事業に当たる活動を行っている場合は法人税などの申告納税義務も発生しますし、職員を雇用する場合には労働保険や社会保険に加入させる義務も発生します。

9 NPO法人は、県が認証したから信頼性が高い？それも、県よりも内閣府が所轄庁ならもっと信頼できる？

NPOを理解する上で注意しなければならないのは、「県の認証を受けているんだから法人格を持ったNPOは信頼できるんだ」とか「法人格のないNPOはダメなんだ」ということは言えないということです。

法人格は一種の道具のようなもので、NPOが活動していく上で、法人格があれば便利だから取得するとか、特に困らないので任意団体のまま活動していく、という具合に団体の自由意志で選択されるものです。

同様に、内閣府が所轄庁だと都道府県を所轄庁とするより社会的信用が厚くなる、などというのは制度の

無理解からくる誤解です。

所轄庁が内閣府だという法人は、たまたま複数の事務所を有し、それらが複数の都道府県にあったというだけのことで、それ以上のことは何もありません。

NPO法人への認証というのは、いわゆる役所からの「お墨付き」ではありません。

法律に沿って、書類を揃えて、それらが法に適合するのであれば、所轄庁は認証することになっているからです。

そのNPOが信頼できるかどうかは法人格の有無ではなく、どんな活動をしているかによって判断されるべきものです。

そして、その判断も一般の方々から判断され評価されるべきものです。

なぜなら、NPOは市民が自主的・自立的に活動する団体であり、それらを育てていくのも市民自身だからです。

最近、「内閣総理大臣認証のNPO法人です」とか、「〇〇県からの認証を受けています」と大きくチラシに刷り込んで配布したり、これをことさらに大きくうたって雑誌広告を出したりする法人などありますが、これは、総理大臣や〇〇県知事が信用のおける法人として「お墨付き」を与えた、という意味ではありませんので、ご注意ください。

—NPOの活動が注目される背景—

1 阪神・淡路大震災

NPOが社会で注目されるようになったのは、1995年1月に発生した阪神・淡路大震災と言われています。この大震災では、被災者への支援活動について行政の対応の鈍さが目立ったとされる一方で、ボランティア活動や市民団体による支援が被災者に大いに役立ったとされています。その後も日本海重油流出事故における海岸線の清掃作業の活動などを通じて、社会に認知されるようになってきました。

2 社会の変化への対応として

我が国の社会環境は、1980年代後半から1990年代初頭にかけてのバブル期のあと大きく変化し、国民の需要が多様化し、行政・民間事業者のサービスの供給には限界が感じられ始めました。多様化する需要の中でも「困った人たちのお手伝いをしたい」という気持ちを有する人々がNPOとして行動し始めました。

経済的に見て市場価格で対応できないものでも、NPOならば実施、実現できることから、NPOへの国民の理解は進んできていると思われます。社会環境の変化の大きなものを列挙すると次のとおりとなります。

(1) 財政事情の悪化

バブル期の頃までは、すべての公共サービスを行政が中心となって供給、管理してきましたが、1990年代半ば以降、財政難による制約が大きくなり、これまでのようなサービスの提供は困難になってきており、公共サービスを民間企業等へ委託する動きが進んでいます。

(2) 地方政府の役割に対する期待の高まり

国、地方ともに財政事情が悪化する中で、地方政府が提供するサービスへの住民の期待は一段と多様化してきています。市町村レベルでは対応に差異が見られますが、一部では各種公共サービスに実施機関としてNPOを組み入れる事例も発生しており、さらに企画から立案過程においてもNPOなどの住民参加の動きが目立つようになってきました。

(3) 高齢化

現在の日本社会が抱える大きな問題が高齢化です。すでに多くの団地や街では、高齢者ばかりが目立ち、肉体的にも精神的にもちょっとした手助けを必要とする場面が多くなってきており、NPO活動の需要が広がってきています。一方で、社会のために何か行動したいと思っている元気な高齢者も増加しており、NPO活動の供給側の人材も確保しやすい状況になっています。

口1万人あたりのNPO数をみると全国で14位となり、NPO立県千葉としては少々寂しいものを感じます。

さらに県内のNPO法人認証状況（千葉県知事認証のみ）を市別に見ると、本県の場合千葉市に極度に集中することなく、地域的に広範な広がりを持っています。

所轄庁名	受理数	認証数	不認証数	無効数	認証取消数	人口(千人) (15年10月)	人口1万人 あたりの NPO数	順位
全国計	19,025	17,424	66	214	6	127,619	1.37	
内閣府	1,731	1,547	55	25	5			
都道府県計	17,294	15,877	31	189	1			
北海道	690	656	5	6	0	5,859	1.16	13
青森県	122	110	37	0	2	1,462	0.75	43
岩手県	153	146	29	0	1	1,402	1.04	25
宮城県	284	260	14	0	3	2,373	1.10	16
秋田県	97	84	42	0	2	1,167	0.61	42
山形県	145	135	30	0	0	1,230	1.10	15
福島県	228	210	20	0	1	2,112	0.99	32
茨城県	226	211	18	0	1	2,891	0.71	46
栃木県	205	195	23	0	3	2,011	0.97	34
群馬県	341	322	13	0	8	2,024	1.58	4
埼玉県	540	509	9	0	3	7,028	0.72	44
千葉県	736	680	4	0	2	6,024	1.13	14
東京都	3,845	3,455	1	20	53	12,316	2.81	1
神奈川県	1,118	1,010	3	0	10	8,697	1.16	12
新潟県	244	222	17	0	3	2,498	0.90	36
富山県	196	93	42	0	0	1,117	0.83	41
石川県	127	124	32	0	1	1,190	1.05	24
福井県	130	119	35	0	2	827	1.44	6
山梨県	109	107	39	0	0	887	1.21	11
長野県	282	252	12	0	6	2,215	1.59	3
岐阜県	239	211	19	0	1	2,111	1.00	31
静岡県	412	387	11	0	6	3,793	1.02	28
愛知県	554	511	8	0	5	7,158	0.71	45
三重県	269	238	16	1	6	1,862	1.28	10
滋賀県	201	177	24	0	2	1,266	1.20	9
京都府	472	445	10	0	3	2,841	1.68	2
大阪府	1,531	1,362	2	1	10	8,816	1.58	5
兵庫県	625	572	6	2	9	5,285	1.02	26
奈良県	126	121	34	0	2	1,436	0.84	40
和歌山県	112	108	38	0	1	1,056	1.02	27
鳥取県	69	66	47	0	0	611	1.08	18
島根県	79	69	46	0	0	753	0.82	35
岡山県	225	208	21	1	5	1,953	1.07	22
広島県	280	259	15	1	6	2,878	0.90	37
山口県	173	164	25	0	4	1,512	1.08	18
徳島県	89	80	45	0	0	917	0.98	33
香川県	110	102	40	2	1	1,020	1.00	30
愛媛県	142	129	31	0	2	1,483	0.87	38
高知県	117	113	26	0	2	997	1.40	7
福岡県	597	532	7	1	15	5,051	1.05	23
佐賀県	101	83	43	0	0	872	1.07	21
長崎県	164	151	27	0	1	1,591	1.01	29
熊本県	220	200	22	1	0	1,855	1.08	20
大分県	175	158	28	1	2	1,218	1.20	9
宮崎県	111	101	41	0	0	1,184	0.87	39
鹿児島県	126	123	33	0	0	1,775	0.69	47
沖縄県	153	147	28	0	1	1,348	1.08	17

(平成16年6月30日までの累計)

—NPO法人の認証、活動分野—

1 認証状況

内閣府が実施した調査によると、国内には8万7,928団体の市民活動団体があるとされており（市民活動団体等基本調査、平成12年9月現在）、全国におけるNPO法人の認証数は1万7,424団体（平成16年6月30日現在）に及んでいます。

千葉県内においては、知事認証法人数は、702団体（平成16年8月2日現在）となり、全国第4位となります。全国的に見れば東京都への集中が目立ちますが、本県は人口数で上回る愛知県、埼玉県よりも多くのNPO法人の設立実績を持っています。しかし人

	人口 H16/8/1現在	NPO数 H16/8/2現在	人口1万人あたりの NPO数
県計	6,046,479	702	1.16
千葉市	917,481	145	1.58
船橋市	75,986	13	1.71
市川市	485,095	48	1.03
船橋市	567,515	71	1.25
鎌倉市	50,565	11	2.18
木更津市	122,843	18	1.47
松戸市	473,874	51	1.08
野田市	150,657	11	0.73
佐原市	46,863	4	0.85
茂原市	94,045	8	0.85
成田市	99,261	10	1.01
佐倉市	172,816	17	0.98
東金市	61,009	6	0.98
八日市場市	32,328	1	0.31
旭市	41,126	3	0.73
習志野市	158,881	12	0.76
柏市	333,946	57	1.71
鎌倉市	22,566	3	1.33
市原市	280,000	25	0.89
流山市	151,844	20	1.32
八千代市	179,015	22	1.23
我孫子市	131,579	23	1.75
鴨川市	29,619	2	0.68
鎌倉谷市	103,605	9	0.87
君津市	91,202	10	1.10
富津市	51,002	2	0.39
浦安市	150,886	15	0.99
四街道市	83,277	12	1.44
袖ヶ浦市	59,352	4	0.67
八街市	75,294	5	0.66
印西市	59,858	12	2.00
白井市	52,945	8	1.51
富津市	51,110	7	1.37

2 活動分野

全国のNPO法人の活動分野を見ると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が57.2%と過半を占めて第1位となり、次いで「社会教育の推進を図る活動」(47.3%)、「NPO等の支援活動」(42.3%)となっています。下位では、「男女共同参画社会の形成促進を図る活動」(9.3%)、「地域安全活動」(8.8%)、「災害救援活動」(6.8%)の順になっています。

同様に千葉県のNPO法人の活動分野を見ると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が61.9%と全体の6割を占めて第1位となり、次いで「社会教育の推進を図る活動」(47.9%)、「まちづくりの推進を図る活動」(45.2%)、「子どもの健全育成を図る活動」(44.6%)、「NPO等の支援活動」(39%)となっています。

特定非営利活動法人の活動分野について(2004/5/31現在)

	千葉県	全国
第1号 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	421 61.9%	6,940 57.2%
第2号 社会教育の推進を図る活動	320 47.3%	5,230 47.3%
第3号 まちづくりの推進を図る活動	303 44.6%	5,070 38.5%
第4号 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	225 32.8%	5,440 31.2%
第5号 環境の保全を図る活動	190 27.9%	5,090 29.2%
第6号 災害救援活動	33 4.9%	1,190 6.8%
第7号 地域安全活動	66 9.7%	1,530 8.8%
第8号 人権の擁護又は平等の推進を図る活動	97 14.2%	2,110 15.8%
第9号 国際協力活動	113 16.6%	2,940 22.7%
第10号 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	94 13.8%	1,620 9.3%
第11号 子どもの健全育成を図る活動	298 43.8%	6,790 38.8%
第12号 労働者の権利の保護を図る活動	28 4.1%	700 4.4%
第13号 科学技術の振興を図る活動	11 1.6%	360 2.1%
第14号 経済活動の活性化を図る活動	37 5.4%	850 5.5%
第15号 職業能力の向上又は雇用機会の拡大を図る活動	52 7.6%	1,700 6.3%
第16号 消費者の保護を図る活動	18 2.6%	420 2.4%
第17号 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助成又は援助の活動	280 39.8%	7,360 42.3%
法人数	690	17,420

※ 一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は100%にならない
 ※ 第10号から第16号までは、改正NPO法施行期(平成15年5月1日)以降に申請して認証された分のみを対象
 (内閣府ホームページより)

一 千葉県のNPO施策について

NPO法が施行された平成10年以降、全国でNPO法人が続々と設立され、それに伴い各自治体においてNPOに関する施策が進められています。千葉県においても平成14年11月に「NPO活動推進指針」が策定され、「NPO立県千葉の実現」を目指しさまざまな施策が行われています。

なぜNPO活動を推進するのか、具体的にどんな施策が行われているのか、以下にまとめました。

1 NPO活動を推進する理由

平成15年度に千葉県職員向けに作成された「千葉県パートナーシップマニュアル」の中でNPO活動の特性や役割が説明されていますが、多少短くし以下のようにまとめました。

(1) NPO活動の特性

- ①先駆性：制度的には対応しにくい社会的課題や少数者のニーズへの対応、独自の視点からの発案
- ②多元性：制度的に行われている社会サービスや企業などとは違った、社会に多様性や多元性をもたらす社会サービスの発案
- ③共感性：問題を抱えて困っている人々や課題などに対して、共感し、その立場や考え方を共有しながらサービスや活動の内容を考えていく指向
- ④専門性：少数者や住民の確かなニーズの把握、長期的視点や特定の価値観、実践的な知識など、行政や企業とは違う専門性
- ⑤柔軟性：行政のような公平性、企業のような営利性

にとらわれない柔軟な力

- ⑥地域性：行政区画や縦割りの行政職掌からは生まれてこない生活者中心、小さな地域の視点を重視した発想や提案
- ⑦国際性：国家が取り組みにくい社会サービスの提供
- ⑧啓発性：社会的課題解決への市民参加や市民の課題解決能力の向上、促進
- ⑨結縁性：人々のつながりを強め、新しいコミュニティを作り出す

(2) 上記特性から期待されるNPO活動の役割

- ①市民がさまざまな社会的問題に取り組み、それを主体的に解決していこうとするときに重要な道具となる。
- ②多元的な新しい社会サービスを育て、提供していく機能を持っている。
- ③市民が行政の施策に参画していく時に重要な働きをする。
- ④同じ社会的課題に関係する人々や団体の間に新しい社会関係を作り出す。
- ⑤このような活動を通じて、社会全体をゆるやかに変革していく推進役となる。

更に要約すると、NPOには「行政では手の届かない小さな地域や少数者のニーズに向けたサービス、または行政や企業とは違う多様性、柔軟性を持った新たなサービス」というものを提供できる特性があり、更にそれが市民自ら問題解決に当たることにもなる。そういう利点の多い市民参加活動の拡がりを推進していこう、ということだと思います。

2 NPO活動を推進する県施策

では、千葉県ではNPO活動の推進に向けて具体的にどのような施策を行っているのでしょうか。

「NPO活動推進指針」の中で、平成15～17年度の3ヵ年を実施第一段階として27の行動計画を掲げています。また、平成15年度から県環境生活部にNPO活動推進課が設立され、ほとんどのNPO関連事業を担当しており、平成15年度には指針の行動計画をもとに以下のような事業を行っています。

(1) 平成15年度NPO活動推進課主要事業

- ①NPOフォーラム千葉県大会の開催
- ②NPO活動広報紹介
- ③県民NPO講座開催事業
- ④出前説明会の開催

- ⑤地域資源活用マップの作成
- ⑥NPO活動提案募集事業
- ⑦NPO活動補助金事業
- ⑧県とNPOとの協働事業提案制度
- ⑨パートナーシップマニュアル作成事業
- ⑩NPOに関する情報の一元化の推進
- ⑪NPOパートナーシップオフィス運営事業
- ⑫千葉県NPO情報ネットの運営
- ⑬法人認証相談（NPO法人を目指す県民のための説明会）
- ⑭ワンストップサービスのルールの作成
- ⑮NPO法人年次報告書等情報公開システム構築事業
- ⑯NPO法運用マニュアル作成事業
- ⑰千葉県NPO活動推進委員会
- ⑱（仮称）NPO活動推進自治体会議の開催

NPO活動をより効果的に推進するため、一方通行的な支援ではなく、県とNPOとの相互理解（パートナーシップ）を深めるための事業が多く含まれていることが特徴的です。

また、県ではNPOを新たな社会サービスの担い手として位置づけており、NPOの活動が現在行政で進められている規制緩和や構造改革などの動きにもつながることから、今後は更にNPO活動推進のための事業が充実していくものと思われます。

3 NPOと千葉県教育庁との関わり

「NPO活動推進指針」の出された平成14年度は生涯学習フェスティバルにおいてステージ発表の一端を担うという関わりでしたが、実施第一段階となる平成15年度以降には具体的にはどのような事業に関わっているのでしょうか。

(1) 菜の花スクールモデル事業

平成15年度新規事業とし、「NPO法人による新しい居場所支援事業（菜の花スクールモデル事業）」を開始しました。この事業は、NPO法人と協働し、不登校児童・生徒が将来への夢と希望を持ち、個性・能力に応じた進路を見いだせるような新しい居場所づくりを支援するものです。

平成15年6月20日に開催された審査会にて「NPO法人 東京シュレー」（東京都北区）と「NPO法人 ニュースタート事務局」（千葉県浦安市）が実施NPO法人として決定し、それぞれが活動を開始しました。

NPO法人 東京シュールの活動

千葉県立流山青年の家に、「流山シュール」を平成15年10月9日に開校。

開催日：毎週1回木曜日（冬・春休みを除く）

対象：千葉県内の小中学生

実施内容：子どもがやりたいと思うことを応援する。

活動内容・プログラム・過ごし方などは、相談しながら決定。

例えば、スポーツ・音楽・美術・パソコン・実験・お出かけ・いろんな人の話を聞く・やってみたいことを体験する・学習活動など。

また、集まった人同士で、おしゃべり・ゲームなどをしたり、ひとりで読書や活動をして過ごすとも可能。

NPO法人 ニュースタート事務局の活動

千葉県立東金青年の家に、「わんぱく！遊び合宿」を平成15年9月27日に開校。

開催日：土・日曜日（月1～3回）

対象：小中学生

実施内容：コミュニケーション能力の向上を図り、社会力を養成する。

最初は1泊2日の合宿から始め、慣れて来たら4泊5日のやや長い合宿も計画して行く予定。

また、千葉県各地にある他の青少年の家・史跡・景勝地などを徒歩でめぐる「ちばスローウォークの道（CSR）」の連続企画を策定し「家族をひらく」県民運動に盛り上げていく予定。現在は、東金青年の家周辺にミニCSRを選定し、合宿参加ごとにウォーキングを開始すると共に近隣市町村に同様のミニCSRづくりを呼びかけ全県規模につなげる。

さらに、平成16年度には「市町村による新しい居場所づくり支援事業」として、船橋市・浦安市に上限200万円の補助（補助率1/2）を行う予定です。

(2)子どもと親のサポートセンター事業

いじめや不登校等児童・生徒の問題行動等に関する調査・研究及び体験活動プログラムの開発等を実施する。

(3)生涯学習フェスティバル

生涯学習に関する情報や素材等を多彩なイベントの形で提供し、県民の生涯学習への意欲向上、促進を図る。

(4)外国人児童・生徒の日本語指導のあり方に関する調査研究事業（平成16年度事業）

日本語指導を必要とする児童・生徒の実態を把握出来ていないことが課題であり、実態を把握することにより「今後の日本語指導のあり方」について対応策を考える。学校・児童・指導者・市町村等へのアンケート調査、ヒアリング、先進地調査を「NPO法人 外国人の子どものための勉強会」が委託を受けて行う予定。

(5)スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業（SSN）（平成16年度事業）

不登校対策に関する中核的機能を充実し、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートネットワークの整備に係る調査研究を行う委託事業。

(6)緊急地域雇用創出特別基金事業「医療的ケアの必要な児童生徒のための看護師配置調査研究事業」（平成16年事業）

緊急地域雇用創出特別基金事業を活用し、県立養護学校において医療的ケアを必要とする児童・生徒の健康保持・増進を図るため看護師を配置して、学校における医療的ケアの在り方や教師・医師・看護師の連帯を中心とした校内体制の在り方を調査研究し、教育の充実を図る委託事業。

このように「千葉県NPO関連事業一覧」（千葉県NPO情報ネット<http://www.chiba-npo.jp/>）によると教育庁が担当課の事業は平成15年度3件、平成16年度8件と年々増加しています。

特に、児童・生徒の不登校対策に関わる事業は3件あり、予算規模も大きいものとなっています。

－NPO体験記－

私達はNPOについて調べてきましたが、机上の概念だけでなく、実際に体験し、理解を深めたいと考えようになりました。体験の機会を探していたところ、千葉県職員研修所による特別研修「NPOとの交流体験セミナー」が企画されていることを知り、研修委員全員で参加し、三つの団体で体験をさせていただきました。以下に、各団体の活動概要および私達の体験内容をまとめてみました。

1 特定非営利活動法人 子ども劇場千葉県センター

子ども劇場千葉県センターは、千葉県内の子供の発達権を保障する生活文化環境づくりを目的とし、行政への政策発信及び協働、県内の子どもNPOとの連携サポートを行っています。

子どもの権利条約の精神・子ども観を全ての事業の基本にし、「子どもの舞台芸術・文化活動（表現活動の普及推進事業）」「乳幼児をもつ親・家庭の子育て支援事業」「チャイルドライン千葉（子ども電話）事業」と3つの柱となる事業を実施。

3つの局（活動・サポート・財務総務）の下に6つの部（芸術文化・チャイルドライン・子育て支援・人材養成・NPO支援・情報出版・財務ファンド・総務渉外）があり、通常総会は年1回、執行機関として理事会を2ヶ月に1回開催。

所在地：千葉市稲毛区稲毛東2-5-8

沿革：1988年11月 千葉県子ども劇場おやこ劇場協議会発足

1998年 6月 現在の組織に改組

1999年 5月 特定非営利活動法人設立

会員：団体正会員・個人正会員・賛助会員・ボランティア会員から構成

役員：理事18名（うち理事長、副理事長、専務理事、事務局長 各1名）監事2名 顧問1名

活動分野：子どもの健全育成を図る活動

事業内容：

○舞台芸術・文化・表現活動の普及推進事業

- ・「子育て応援シアター」の開催
- ・三世代文化交流「ようこそ先輩」
- ・乳幼児とのふれあい文化ボランティア体験
- ・子どもの表現活動・スタッフ養成セミナー

○子どもの居場所・社会参画事業

- ・チャイルドライン千葉「子ども電話」
- ・子どもの日チャイルドライン

○子育て支援事業

- ・「ママパパラインちば」の開設
- ・子育て応援メッセの開催
- ・ちやいんどスペースの開設「たまり場」と交流
- ・子育てスタッフ・ファシリテーター養成講座

○NPOのためのサポート事業

○情報出版事業

情報誌「ぐるっと房総」を年4回発行

体験内容：

1日目

『第19回子育て文化協同全国交流集会 千葉大会』2日目の子ども文化・交流フェスタ（千葉大学西千葉キャンパス）の4つの主催企画のスタッフ体験。会場設営・「まとめの集い」に参加。腹話術・肩掛け人形芝居の鑑賞。

随所に親子に対する配慮があり感心しました。大きなフェスタでしたので、もっといろいろなブースを見学したり、最後の「まとめの集い」も最初から参加し多くの人の意見を聞いてみたかったと思いました。

2日目

子育て広場『ぽけっと』（NPO佐倉こどもステーション）で子どもと遊ぶ（公園・室内での遊び、昼食）、スタッフミーティングに参加。

母親側が一方向的にサービスを受けるのではなく、スタッフ同様に働いていた事に驚きました。また、ここに通っていたお母さんがサポーターになることも少なくなく、需要と供給のバランスが取れているようで、このように良い循環をしている事業は少ないのではないかと思います。親は日頃の育児から解放され、ほっと一息つけ、子供は多くの人達と遊びことにより、社会性・協調性を養うことが出来ると考えられ、核家族・少子化が進む現在、このようなたまり場が必要だと思いました。また、元気なおじいちゃん、おばあちゃんがサポーターになれば、高齢者の生きがい対策ということも考えられそうです。※ 『ポケット』・・・月、水、第3土曜子育て中のお母さん等が子どもを連れて集まり、サポーター（小学3年～70代まで）と共に遊んだり、しゃべったりする場。「観る・遊ぶ・表現するを通して異年齢の友達作り」を掲げるNPO佐倉こどもステーション「子育て支援部」が運営。

3日目

午前：子ども劇場千葉県センターの運営と事業の説明

午後：子ども電話の見学

「NPO」と言われる大分以前から、広く精力的に活動していて、法人としての組織がしっかりしていると思いました。しかし、資金面は厳しく、資金調達や少ない資金での運営など大変苦労しており、アイデアと行動力で補っているように感じました。

子ども電話は、子どもが悩み等を気軽に相談出来る窓口で、電話の受け手と補助と2名で対応してい

ますが、場所・電話の受け手は秘密であり、架けてきた子供の名前等は聞かず、常に受動態で、子供本人の決定を尊重するものです。専門家や同様の事業を行っている行政機関等と情報交換をする機会、あるいは、他機関との連携が取れば、大きな成果が得られるのではないかと思います。

子ども劇場千葉県センターの日々の活動を体験し、子どもがよりよい環境の中で日々豊かに過ごし、育つこと、それを自らの手で実現しようと努力すること、そういう理事をはじめ構成員の方々の熱い思いに触れることが出来ました。改めてNPOとは、地域に根ざした信念と行動力をもった組織であると感じました。行政では補えない多様化するニーズに応える為、そのバイタリティーや発想は、これからの社会になくてはならないものになると思いました。

2 特定非営利活動法人 ちば市民活動・市民事業サポートクラブ (NPOクラブ)

NPOクラブでは、志を同じくする仲間たちが集う「場」をつくり、お互いが交流の中で学びあい支え合うためのサポート機能が必要だと考え、「NPO」を広義に捉えて、市民活動・市民事業の団体・グループを仲間とし、サポート事業を展開していくことを目指しています。

通常総会年1回、理事会は隔月開催。各事業部会も年2回から6回開催し、活動を進めています。

所在地：千葉市美浜区真砂5-21-12

沿革：1998年 4月 市民スクール設立

2000年10月 NPOクラブ設立総会

2001年 2月 特定非営利活動法人格取得

会員：団体会員・個人会員で構成。会員の種別は総会の議決権を有する運営会員とNPOクラブの各事業に参加できる一般会員とに区分される。

役員：理事14名、監事2名

活動分野：NPO等支援活動

事業内容：

○市民スクール

市民活動に役立つ講座や、毎日の生活を豊かにする講座を開催。

- ・NPOを応援する講座
- ・農業や環境を考える講座
- ・国際文化交流講座
- ・福祉の講座

- ・心と身体・暮らしを豊かにする講座

○NPO相談事業

活動を始めたい、グループを作りたい、法人申請について等、NPOに関する相談、マネジメントへのアドバイス、出前講座や出張相談。

○NPO交流活動

地域で活動する団体との情報交換の場、また、会員の交流の場としてネットワーク作りに役立つ企画を開催。

○広報事業

情報発信と情報交換の場づくり。

- ・NPOハンドブック「ちばのさあ！NPO」の発行
- ・会報「つぎの一步君」 年4回発行
- ・会員向けメールマガジン「通信・一步くん」月2回配信
- ・ホームページでの情報発信

○市民活動支援基金

おおぜいの市民や団体・企業からの寄附を原資とし、自主的、主体的な活動・事業を行っている団体に助成と融資を行う。

- ・助成 ―新たなチャレンジを応援―
対象は準備期間も含め3年未満の団体と活動書類審査の後、公開選考会で助成団体を決定
- ・融資 事業計画書などの書類審査の上、事業資金を貸し出し

体験内容：

1日目

NPOクラブの活動および事業について、および、県内NPO団体の現状等について説明を受ける。また、5名いる常勤事務局員で月2回行なう事務局会議にオブザーバーとして参加。

事務局会議は実施した事業の成果、今後の予定、方向性をスタッフ全員で相互確認しながら進めていました。スタッフ1人ずつに事業内容の責任分担がある中で、それ以外の活動についても、問題点等意見も多く、目的意識の高い、無駄のない効率的な会議運営でした。

2日目

クラブ主催の環境を考える講座「竹炭を作ろう」講座に実地参加。

この講座は、八街市風の村ロジ周辺竹林を整備しながら竹を切り出し、竹炭を焼くというもので、循環型の自然環境づくりを炭焼きを通して体験すること

を目的とした講座です。内容は、前月焼いた窯（ドラム缶）を開けて炭を取り出す。その後、乾燥した竹を詰めて焚口で燃やし続け、窯の中は炭化させる。煙の温度、色を観測して竹酢液を取り出す。次回講座分の竹の切り出し、チェーンソー、ナタで竹割をして乾燥棚に並べるという作業です。当日は受講生の1人として、日頃のデスクワークを離れ、自然の中で身体を動かし、充実した1日を過ごしましたが、参加者の年齢層が圧倒的に中高年であることに、今後、若年層に対するアピールの必要性が重要であると実感しました。

3日目

市民活動支援基金「一歩くん基金」第1次審査会にオブザーバーとして出席。

応募のあった28団体から、15団体が公開選考会でプレゼンテーションを行なうことになりました。申請書の文面からも、助成を求める団体の熱意が感じられました。助成金申請の使途・目的は、それぞれのNPOにより多種多様であるが、その根底にあるものはやはり資金不足にあると感じました。

今回体験させていただいたNPOクラブは、NPOの支援が主たる活動分野ではありますが、それだけにとどまらず多岐にわたった活動を行なっています。県の委託事業も積極的に受託しています。今後も、NPO法人と県・行政との協働・パートナーシップの確立のための架け橋となるような活動を続けてくださることと期待し、また、微力ながら応援していきたいと思っています。

3 特定非営利活動法人 せっけんの街

団体の活動の大元は1980年頃の全国での合成洗剤反対運動であり、千葉県では当時水質汚染が問題となっていた手賀沼周辺地域で活動が活発化し、生協組合員や市民の共同出資によって1984年に株式会社手賀沼せっけん及び手賀沼工場が設立されました。それ以来20年にわたり活動を続け、現在では年間約5万7,000ℓの廃食油を回収し、約10万kgの石鹸を製造、販売しています。リサイクルせっけんをとおして、環境に負荷の少ない生活の提案と、人と自然が共生する街、使い捨てでなくリサイクルで成り立つ街を目指しています。

所在地：柏市小青田29-2

沿革：1984年 5月 せっけん工場共有者の会設

立

1990年 ～ 千葉県内25市1町に地域活動委員会設置

1999年12月 特定非営利活動法人せっけんの街設立

会員：会員・賛助会員で構成。会員は総会での議決権を有し、運営参加する個人又は団体。賛助会員はこの法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。

役員：役員15名、職員5名

活動分野：環境保全・まちづくりの推進を図る活動

事業内容：

○廃食油回収・再利用の事業

・家庭、施設等の廃油（食用油）の回収。千葉県各地域で実施

・自工場において廃油から石鹸を製造、その販売

・せっけん作りの指導者の養成

○廃食油リサイクル製品の普及事業

・リサイクルせっけん製造機の開発と販売

・その他廃食油リサイクル製品の開発

・廃食油の有効利用軽油の代替燃料（BDF）の販売（現在廃食油で走る自動車を1台保有）

○環境学習・せっけんづくりワークショップの企画運営

・近隣小中学校において環境学習実施、地域環境イベントへの参加

○環境商品の開発と販売

○浄化槽のメンテナンス

○他環境保全に係わる事業

体験内容：

1日目

松戸市内のマンションや幼稚園をまわり廃食油の回収

団体所有の油回収車に同乗し、松戸市内の団地や幼稚園等をまわり油を回収しました。団地ではそれぞれのゴミ集積場所に廃食油専用のポリタンクが置かれており、回収車のタンクで吸い込み回収します。1箇所には大体4個のポリタンクがあり、それをゴミ集積場所から回収車の位置まで運び、吸い込み、ポリタンクを戻し、次の場所へ移動。それを半日かけて10回ぐらい繰り返します。

いつも机に向かって仕事をしている人間には結構な重労働でした。弁当屋や幼稚園には更に大量の廃食油

がりましたが、油を運ぶ作業は少なくて済み助かりました。

2日目

石鹼についての学習、及びミニプラントでの廃食油からの石鹼作り

午前中は合成洗剤と石鹼との毒性の違いについて学習。かつてに比べれば合成洗剤の成分も毒性が薄れているものの、やはり人体や環境に悪影響を与える成分が含まれていること、石鹼が安全性が高く環境にもやさしいことを学習しました。

午後からは実験用ミニプラントで廃食油からの石鹼作りを見せていただきました。

火力で高温にした苛性ソーダ水の中で廃食油をじっくり煮詰めて作りますが、慣れている人でないとうまく作るのは難しく、ほとんど見学でした。

石鹼作りは環境学習として小中学校等で行っているということで、子供でも楽しみながら学ぶことができ、できた石鹼も使うことができます。

3日目

工場内で石鹼の製品袋詰め作業

大きめの一戸建て程度の大きさの石鹼工場内で、製造された粉石鹼を3キロまたは5キロの袋詰めにする作業を行いました。作業自体は単調なものでしたが、工場で働く方とお互いの身の上話で盛り上がり、石鹼作りについて細かな点や疑問点を教わったり、石鹼作り活動がより身近に感じられる1日でした。

今回のNPO体験を通して、団体の方々の頑張りと、いうものを強く感じました。報酬、見返りの決して多くない中で、活動そのものに意義を感じ前向きに参加されていることに素晴らしさを感じました。

せっけんの街では地域の環境学習に力を入れており、県や大学からの研修生受け入れ等にも積極的です。これは石鹼を売ることも必要ですが、それ以上に環境保全という大きな目的があり、あくまでその大きな目的のために柔軟に活動しているということの表れです。企業ともボランティアとも違う「NPO」団体の本質、その活動方法について学ぶのに非常に適した団体でした。

—NPOの課題—

1 活動資金の不足

NPOの多くが活動資金の不足問題を抱えています。NPOの財源は、会費と事業収入が中心で、このほかに補助金、助成金、寄附金などが加わりますが、特に補助金は用途が制限されることなどから、結果としてNPO活動の自由を妨げてしまう可能性があります。

また、活動実績のない立ち上げ段階におけるNPOについては、設立にかかる資金的困難が障害となり、せっかくのアイデアや意欲が実際の活動に結びつかないという問題もあります。

こうしたことから、NPOに対する資金提供など、支援のあり方について見直して欲しいとの要望も多くありますが、地方公共団体の中にもNPO支援基金を設け、審査をして助成金を交付するという独自の制度を打ち出しているところもあります。

活動資金については厳しいものがありますが、NPOが財源を確保し、より多くの金額を集めるためには、住民や企業、行政の支持と理解を得る必要があります。そのためには、まず実績を挙げるとともに、広報、宣伝活動を積極的、効果的に展開し、活動内容についての情報を十分に提供していくことが求められます。

2 組織とマネジメントの向上

(1)人材の育成

NPOにとって人材は最も重要な資産です。人的な資源については、ボランティア1～2名で活動しているところから、有給スタッフがいるところ、全国に何千人もの会員がいるところまで様々です。

近年、ボランティア活動に対する市民の参加意欲は高まってきていますが、実際に活動している人は10人に1人の割合に過ぎません。ボランティアをしない理由の中に、「活動する場や機会がない」というものもありますが、実際はそういう場や機会を知らないと言ったほうが正しいのかもしれませんが。こうしたことからより多くの市民をNPO活動に参加させるための呼びかけをし、そこに創意と工夫を凝らしていく必要があります。

また、NPO活動の継続性の観点から、次世代へと活動を引き継ぐリーダーを育てていくことも重要となります。さらに、活動を支えるスタッフについても実務経験、専門知識や技術が求められています。したがって、より多様な人材確保と人材育成のための研修

施設やセミナー等を充実させていく必要があります。

(2) 活動拠点の確保

資金不足、人材不足に次いで課題としてあげられるのが、活動場所に関するものです。NPOの半数は自宅兼事務所で活動しています。しかし、自宅でいつまでもやっていくわけにはいかず、自宅から共用の事務所へ、そして専用の事務所へと移行していくことになりますが、経済的な問題もあり難しい面があります。

こうしたことから、地域の公共施設を開放したり、例えば廃校の有効利用など既存の施設を活用していくことも重要であると思われますが、公的施設への依存にも限界がありますので、場所の確保についても市民の理解と協力を得て便宜を図ってもらうというような方法も考えていく必要があります。

(3) マネジメントの向上

マネジメントといえば企業経営を意味しますが、NPOのマネジメントは営利組織のようなサービスの供給と需要が一致し、サービスと代金が等価になっていません。NPOによるサービスは、サービスの需要者ではなく必要者に対してなされ、サービスの享受者はその対価の100%を支払うことはなく（ケースによっては全く無料の場合も少なくありません）、その費用は会費、寄付、補助金などによって補填されます。

したがって、NPOのマネジメントは、個々人の私的な需要ではなく、社会的な必要（ニーズ）をいかに捉えるかという観点が必要となります。さらに、サービスの社会的意義を社会に訴え、社会からの支援を呼び起こさない限り、その事業は経済的にも社会的にも成り立ちません。NPOには高度なマネジメント力が求められます。

3 社会的認知

NPOの活動に参加するボランティアは、活動の理念に共感し、自発的、主体的に労務などを提供する役割を担っています。すなわち、NPO活動に参加しなければならない強制力が必ずしもないことから、人々が自発的に活動に参加してみようと思わなければこうした活動への参加を促すことは困難です。この参加してみようという思いを引き出すためには、その活動が生きがいや遣り甲斐を生むなどの魅力を感じさせ、それが実感に結びつくようであればなりません。

したがって、活動内容を積極的に情報公開し、情報を発信しながら組織や活動への信頼を積み重ねていく

必要があります。NPO活動が社会から正当なものであると認められなければ、活動目的も十分な成果も期待できないからです。

4 NPO法人の信頼確保

NPO法人の認証制度を悪用して、「知事の認証を受けた団体だからといって契約をさせられた」「NPO法人の講座の勧誘を受けて行ってみたら無理やり品物を購入させられた」等の苦情が寄せられています。この認証というのは、法律の要件を満たしているということをただ確認したにすぎません。活動内容を保証するものではないので、この制度のことを十分知らない人にとっては、「知事の認証を受けていて」と言われると、ついつい信用してしまいがちです。

こうした悪質な活動や組織に対しては、所轄庁が改善命令を出し、改善命令に違反するなど一定の要件に該当するNPO法人に対しては、設立の認証を取消す動きも進んでいます。2004年3月に内閣府より6法人が認証を取消されるという事例もみられています。

こうしたNPO法の適正な運用が行われることで、NPO法に基づいて活動をしているNPO法人に対する信頼が保たれることになります。今後ともNPO法人のチェック機能を高めていく必要があります。

ーおわりにー

経済社会が成熟し、ライフスタイルが多様化するにつれて、行政や個人、家庭だけでは解決できない問題が生じてきています。とりわけ行政の提供するサービスは、公平かつ平等に提供されることが必要であるため画一的な対応となり、迅速に対処できない面があります。

NPOは、行政や企業では扱いにくいニーズに対応する活動を自発的に行う組織であり、今や地域に新たな活力を生み出す核になりつつあります。特に、NPO法が制定及び改正されたことにより、NPO法人は急速に増え、多くのユニークな活動を繰り広げています。また、こうしたNPOが行政や企業などと協働して地域の様々な課題に取り組む活動も広まりつつあります。

行政は、NPOをただコスト削減のために利用するということではなく、対等なパートナーとしてNPOと協働して事業を実施するという姿勢が重要です。すなわち行政が協働のきっかけをつくり、自発的な活動を側面的に支援するといった新しい形の「公共」を

創り出していく必要があります。

私たち研究グループのメンバーの多くは、当初NPOに関し漠然としたイメージしか持っていませんでしたが、研究が進んでいくにつれ、NPOと行政との係り合いについての重要性を認識したところです。本研究は、NPOのすべてについて研究できたわけではありませんが、NPOと行政との係り合いについていささかでも参考にしていただければ幸いです。

最後になりましたが、お忙しい中を本研究に際しご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

市川支部研究グループ

国分高等学校	主事	大屋	幸照
行徳高等学校	主事	田谷	章
市川東高等学校	主事	永嶋	めぐみ
浦安高等学校	主任主事	吉田	啓次
浦安南高等学校	主任主事	一宮	嘉隆
市川養護学校	副主査	角川	房子

(参考資料)
千葉県NPO情報ネット
<http://www.chiba-npo.jp/tyousa/chousa.html> より
NPOアンケート調査結果について

1. 調査目的

本調査は、千葉県内のNPO活動の推進を図るため、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という）を含む県内の市民活動団体の活動状況、抱えている課題などを明らかにし、(仮称)千葉県NPO活動推進指針の策定及び県におけるNPO活動推進事業の今後の展開に関する基礎資料を作成することを目的としています。

2. 調査対象及び調査方法

県内で活動しているすべてのNPO法人（内閣府が認証しているNPO法人で千葉県内に事務所がある団体を含む）299団体と過去に各市町村に照会して得た任意の市民活動団体リスト等から抽出した701団体を併せて1,000団体に対して、調査票を郵送配布するアンケート調査を実施しました。
また、アンケート調査の回答をもとに、地域、活動分野、財政規模等を考慮して、30団体に対して、ヒアリング調査を実施しました。

3. 調査時期

平成14年6月～8月

4. 回収結果

- (1) アンケート回収数 560 (うち有効回答数 507)
- (2) 有効回答率 50.7%

NPOアンケート調査結果の概要

1 活動の様子

(1) 活動分野【問1】

取り組んでいる全ての活動分野について尋ねた結果では、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」は5割、「環境の保全を図る活動」「まちづくりの推進を図る活動」「社会教育の推進を図る活動」「子どもの健全育成を図る活動」は3割以上の団体が取り組んでいる。

回答全体では、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が48.7%と最も多く、次いで「環境の保全を図る活動」(35.7%)、「まちづくりの推進を図る活動」(32.1%)、「社会教育の推進を図る活動」(31.2%)、「子どもの健全育成を図る活動」(31.2%)と続いている。

(2) 主たる活動分野【問1-1】

約3分の1の団体が「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を主たる活動にしており、約2割の団体が「環境の保全を図る活動」を主たる活動にしている。

主に取り組む活動分野を一つだけ尋ねた結果でも、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が34.9%と最も多く、次いで「環境の保全を図る活動」が19.9%である。「まちづくりの推進を図る活動」(5.7%)、「子どもの健全育成を図る活動」(8.9%)、「社会教育の推進を図る活動」(4.3%)は、主たる活動としてはさほど多くないが、活動分野全般について尋ねた結果と合わせると、多くの団体にとって活動のなかで関連してくる分野ともいえる。

主たる活動として県内で少ないのは、「災害救援活動」(0.2%)、「地域安全活動」(0.6%)で、いわゆる中間支援型活動と言われる「団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を主たる活動とする団体も0.8%と少ない。

(3) 主な活動地域【問3】

「一つの市町村」や「近隣市町村を含む地域」で活動する団体が多く、これら限られた地域で活動する団体が全体の約4分の3を占めている。

主な活動地域は、「一つの市町村」に限定している団体が41.4%と最も多く、次いで多い「近隣市町村を含む地域」の32.3%を合わせると73.7%に達する。一方、「海外中心」を活動地域とする団体は0.6%、「国内及び海外」は3.6%にすぎず、いわゆる南北問題等に取り組む国際的なNGOの割合は少ない。

(4) 活動開始時期【問4(1)】

団体数は急速に増加傾向にある。

活動開始時期は、「1996年～2000年」の間に35.5%の団体が活動を開始しており、その前の「1991年～1995年」も20.9%で、比較的新しい団体が多い。「2001年～2002年」が9.3%と少ないのは、抽出する元になった名簿の関係から、この間に活動を開始した任意団体等の多くにアンケート票が配布されなかったことに起因すると思われる。

(5) 法人格の取得時期【問4(2)】

NPO法人の数は、1999年以降年々増加している。

1998年12月1日に特定非営利活動促進法（通称NPO法）制度が施行されて以来、千葉県内のNPO法人数は確実に増加している。今回の調査では、1999年のNPO法人の認証取得は15.4%であったが、2000年は24.7%、2001年は29.0%、2002年は半年で25.9%である。

2 組織運営

(1) 事務所（主たる事務所）の形態【問5】

専用の事務所を持っている団体は約2割である。

「メンバーや会員の個人宅や勤務先等に事務局を置いている」と回答した団体が全体の60.0%と最も多い。「団体専用の事務所を借りている」が19.9%、「団体専用の事務所を自己所有している」が1.2%であり、専用の事務所を持つ団体は少ない。

(2) 役員【問6(1)】

理事の平均数は6.1人、監事は1.0人、その他役員は2.7人である。

役員について尋ねたところ、有効回答票507のうち116票が無回答であり、正式な理事や監事を置いていない団体も多いと思われる。数を明記した団体の役員の平均数は、理事6.1人、監事1.0人、その他役員2.7人である。

(3) 職員【問6(2)】

職員の平均数は、常勤有給職員が2.7人、常勤無給職員が1.5

人、非常勤有給職員が 5.4 人、非常勤無給職員が 2.7 人である。

有効回答票 507 のうち、常勤職員についての回答票は 124 票(回答率 24.5%)、非常勤職員は 130 票(同 25.6%)、その他 46 票(9.1%)であり、市民活動全体に職員という考え方や定義が定着していない様子がうかがえる。

数値を明記した団体の平均では、常勤有給職員が 2.7 人、常勤無給職員が 1.5 人、非常勤有給職員が 5.4 人、非常勤無給職員が 2.7 人で、有給無給を問わず常勤平均と非常勤平均の合計は 12.3 人である。また、その他常勤が 4.9 人、その他非常勤職が 7.0 人であるが、その他の内容は不明である。

(4) 会員【問 6 (3)】

会員の平均数は、個人正会員 61.9 人、団体正会員 3.6 団体、個人賛助会員 45.3 人、団体賛助会員 2.1 団体である。

全国的な組織に属する任意団体等の支部で、2000 人から 3000 人規模の本部の会員数を回答した団体は、例外とみなして平均の計算から除外した。

団体の正会員・構成員(総会で議決権を持つ)の平均数は、個人が 61.9 人、団体が 3.1 団体である。賛助会員等の平均数は、個人が 45.3 人、団体が 2.1 団体、名誉会員・特別会員・その他の平均数は、個人が 23.2 人、団体が 1.3 団体である。

(5) 規則・会則・定款【問 6 (4)】

規則・会則・定款を持っている団体は全体の 74.2%である。

全体の 74.2%の団体が、規則・会則・定款を持っている。NPO 法人が定款を持っているのは当然だが、任意団体等の 66.1%も何らかの団体規則を持っている。

(6) 経理の担当【問 7】

約 7 割の団体に経理担当者がいる。

「経理のみを担当する者がいる」が 22.9%、「他の仕事を兼務する経理担当者がいる」が 46.4%で、約 7 割の団体が経理担当者を置いている。しかし、「代表者が担当している」も 16.2%ある。

3 財政状況

(1) 財政規模(年間支出)【問 8】

財政規模(年間支出)は、バラつきが大きい、年間で 50 万円未満の団体が半数近くある。

「10 万円未満」が 26.6%と最も多く、「10~30 万円未満」が 16.6%、「30~50 万円未満」が 4.9%で、50 万円未満の団体の合計は 48.1%に達している。一方、「1000 万円~5000 万円未満」が 9.5%で、「5000 万円以上」の団体も 1.2%ある。

(2) 収入内訳【問 9】

会費収入を得ている団体は 71.6%で、最も一般的な収入は会費といえる。事業(対価を得る)収入がある団体は 43.6%、補助金収入がある団体は 25.2%、助成金は 19.1%の団体が、寄付金は 34.9%の団体で得ており、いろいろな方法で収入を得ている様子がうかがえる。また、借入金があるのは 5.9%の団体である。

① 会費収入

会費収入は全体で 71.6%の団体が得ているが、全収入に占める会費収入の割合が 5 割以上の団体は 33.1%である。

② 事業(対価を得る)収入

事業(対価を得る)収入は全体の 43.6%の団体が得ており、全収入に占める割合が 5 割を超える団体は 17.6%である。

③ 行政からの補助金

行政からの補助金は全体の 25.2%の団体が得ている。全収入に占める補助金収入の割合が 5 割以上の団体は 6.9%である。

④ 民間、その他の助成金収入

民間、その他の助成金収入は全体の 19.1%が得ている。全収入に占める割合が 5 割以上の団体は 4.3%である。

⑤ 寄付金収入

寄付金収入は全体の 34.9%の団体が得ている。寄付金収入が全収入の 5 割以上を占める団体は 7.1%である。

⑥ 借入金

借入金のある団体は、全体の 5.9%にすぎない。

4 情報の公開

(1) 決算方法【問 10】

約 8 割の団体が、毎年決算書を作成している。

毎年決算書を作成している団体は全体の 79.1%であるが、その後の

決算書の監査の状況は、「特に監査をしていない」が 15.8%、「監事による内部監査を行っている」が 59.0%、「公認会計士等の外部監査を行っている」が 4.3%である。「決算書を作成していない」団体は全体の 8.9%である。

(2) 決算の情報公開【問 11】

総会、理事会等の正規の決定機関で決算報告を行っている団体は、約 6 割である。

決算報告を誰に対してどのように行っているかを複数回答で尋ねたところ、60.6%が「総会、理事会等の正規の決定機関で報告」と回答している。これ以外の決算を報告する方法としては、「正規の決定機関ではないが、メンバー・会員等が集まる場で報告」(20.9%)、「会員やその他関係者へ機関紙報告」も 19.2%ある。

(3) 活動成果等の地域社会への PR【問 12】

活動成果等は、主に行政の行事に参加したり、独自の機関紙やニュースレターを発行したり、年間の活動報告書を作成するなどの方法で行われている。

団体の活動成果等を幅広く知ってもらうための方法で多いのは、「行政の行事に参加することにより、活動を紹介している」(40.2%)、「独自の機関紙やニュースレターを発行し、活動の様子等を紹介している」(37.7%)で、このふたつが 3 割を超える。「年間の活動報告書(記録報告書)を作成し、公開している」も 26.6%である。また、「インターネットでホームページを開設し、活動の様子等を紹介している」団体も 21.1%ある。

5 活動上の課題、行政からの支援

(1) 活動上の課題【問 13】

主な活動上の課題は、「活動資金が不足している」、「特定の個人に責任や作業が集中する」、「新しいメンバーがなかなか入ってこない」などである。

3 割を超える団体が課題としてあげたのは、「活動資金が不足している」(39.8%)、「特定の個人に責任や作業が集中する」(33.3%)、「新しいメンバーがなかなか入ってこない」(33.3%)であり、組織体制の問題、資金の問題、構成員の問題など様々である。他に、「メンバーが忙しく、活動等の時間がなかなかとれない」(26.4%)、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」(26.4%)、「メンバーの高齢化や世代・男女の片寄りがある」(25.8%)も、比較的多くの団体が抱えている課題である。一方、13.4%の団体が「特に困ったことはない」と回答している。

(2) 必要な県からの支援(施策)【問 14 (1)】

必要な県からの支援(施策)は、「活動に対する資金援助」、「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」が主な内容である。

52.1%の団体が「活動に対する資金援助(補助金・助成金)」を必要としており、「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」(35.3%)も 3 割を超えている。他に多いのは、「活動メンバーの能力向上のための研修・講座の開催」(28.2%)、「活動中の事故に対する保険制度の整備・援助」(25.8%)、「事務所や会議室などの活動の拠点となる場所の提供」(24.3%)である。質問に対しての無回答は 55 団体(10.8%)、「県からの支援は必要ない」と回答した団体は 38 団体(7.5%)で、支援(施策)に対する期待は大きい。

(3) 必要な市町村からの支援(施策)【問 14 (2)】

必要な市町村からの支援(施策)は、「活動に対する資金援助」、「事務所や会議室などの活動の拠点となる場所の提供」、「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」と、必要な県からの支援(施策)と比べて多少順位は違うが内容に大きな差はない。

57.2%が「活動に対する資金援助(補助金・助成金)」を必要としている。続いて「事務所や会議室などの活動の拠点となる場所の提供」(38.1%)、「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」(38.1%)と、必要な県からの支援(施策)と内容的に差はないが、いずれも県よりも高い割合を示し、身近な行政への期待がより大きいことをうかがわせる。他に 3 割を超えるのは「活動に必要な機材や備品の提供」(31.0%)である。質問に対しての無回答は 33 団体(6.5%)、「市町村からの支援は必要ない」と回答した団体は 23 団体(4.5%)である。